

**【表紙】**

|                       |                                  |
|-----------------------|----------------------------------|
| <b>【提出書類】</b>         | 内部統制報告書                          |
| <b>【根拠条文】</b>         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| <b>【提出先】</b>          | 関東財務局長                           |
| <b>【提出日】</b>          | 2023年6月29日                       |
| <b>【会社名】</b>          | マーチャント・バンカーズ株式会社                 |
| <b>【英訳名】</b>          | MBK Co.,Ltd.                     |
| <b>【代表者の役職氏名】</b>     | 代表取締役社長兼CEO 高崎 正年                |
| <b>【最高財務責任者の役職氏名】</b> | 取締役CFO兼財務経理部長 山崎 佳奈子             |
| <b>【本店の所在の場所】</b>     | 東京都港区西麻布3丁目3番1号                  |
| <b>【縦覧に供する場所】</b>     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼CEO高崎正年及び取締役CFO兼財務経理部長山崎佳奈子は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）における財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであり、このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループにおける財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2023年3月31日を基準日として行い、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループにおいて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として実施した全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」「売掛金」「営業投資有価証券」「販売用不動産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。また、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 4 【付記事項】

信頼性のある財務報告の作成に必要な体制に関する認識、開示事項の作成に関する社内のチェック体制が不十分であった為、監査人から重要な指摘を受ける事態が生じました。

これらのことから、当社グループの財務報告に係る体制は、速やかで確実な決算事務が遂行可能な体制となっておらず、決算・財務報告プロセスに係る内部統制において、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当事業年度の末日までに当該内部統制の不備が是正されなかった理由は、当該重要な不備の判明が当事業年度末日後になったためです。

当社グループは、全社的な内部統制の強化、徹底を行うとともに、代表取締役社長高崎正年に加えまして、山崎佳奈子を取締役CFO兼財務経理部長とし、社内のチェック体制を強化し財務報告の信頼性を確保していく方針です。

なお、上記開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、すべて有価証券報告書に反映しております。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。